

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------	------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。 ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100% ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（小：56.5% 中：45.0% 高：52.6%）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者、高齢者、女性などの人権課題についての児童生徒の理解は一定進んでいるが、同和問題やハンセン病元患者等や新たな人権課題についての理解は不十分であり、地域や社会をよくするための行動を考えることにつながっておらず、人権学習の取組が十分に浸透していない学校がある。 ○いじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校がある。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育主任連絡協議会 ・小・中学校4会場、高等学校・特別支援学校1会場 ・組織的な取組や人権課題に関する研修 ◆人権学習学校支援事業 ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援 ・新型コロナウイルス感染症による偏見・差別の防止についての取組
	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育研究推進事業（文部科学省・高知県研究指定校事業） ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研究推進校の指定【R2～5】 ・各年：5校 ・学校支援訪問 アドバイザー：1校の訪問回数2回以上 指導主事等：1校の訪問回数10回以上 ・人権教育推進委員会を中心とした校内の研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等） ・研究発表による取組の普及
	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育指導資料の改訂と活用 ・県民に身近な11の人権課題についての実践事例等を盛り込んだ人権教育指導資料（乳幼児教育編、学校教育編）及び人権啓発資料（社会教育編）を改訂し、その活用を通して、就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆作成・検討 ・人権教育担当及び関係部署が作成・検討 ・就学前・学校教育指導資料の作成【R2】 ・社会教育人権啓発資料の作成【R2～5】 ◆普及 ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育担当者連絡協議会及び研修会におけるの情報提供や演習の実施

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・児童 生徒課
----------	--------------------------------------	------	----------------

概要	児童生徒や保護者等のいじめをはじめとする人間関係の不安や悩みに対して、臨床心理や福祉等に関する専門的な知識・技能を有する人材（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）を学校に配置、または派遣し、教育相談体制を充実させ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○全ての公立学校にスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が配置され、それぞれの専門的な知識や技能が組織的対応に活かされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCの配置 全ての公立学校及び11市の教育支援センターに配置 ・SSWの配置 全ての市町村教育委員会及び県立学校に対して、配置又は派遣 ・校内支援会における専門人材の活用 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○SCやSSWの支援力向上のために、引き続き研修会等を実施する必要がある。</p> <p>○校内支援会において、SCやSSW等の専門人材を十分に活用できていない場合がある。</p>
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<p>○SC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理や福祉の専門的な知識や技能を有した人材を配置し、学校における相談支援体制の充実を図る 	<p>◇SCを全ての公立学校及び11市の教育支援センターに配置し、心理面の支援体制の充実を図る。</p> <p>◇SSWを全ての市町村教育委員会及び県立学校に配置又は派遣体制を整え、福祉面の支援体制の充実を図る。</p>
	<p>○研修会やスーパーバイズの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC及びSSWを対象とした研修会やスーパーバイズを実施し、専門的な支援力向上を図る。 	<p>◇SC等研修講座の実施（年6回開催予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による専門講座や事例検討会 ◇SSW連絡協議会・初任者研修 ・初任者等を対象とした基礎講座の開催 ◇SC、SSWに対するスーパーバイズ
	<p>○SCやSSWの活用促進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSW、教育相談担当者、教育委員会担当者を対象とした連絡協議会を実施し、効果的な相談支援体制を構築する。 	<p>◇相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談に係る関係者を対象とした連絡協議会の実施

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------------	------	----------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・学校が『高知家』いじめ予防等プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小 98.9% 中 99.0% 高 98.0% 特支 85.7%)</p>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用 ・いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関において活用し、取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した取組を推進 ・プログラムの内容や活用方法の理解のための研修を実施 ◆プログラムの活用に向けたリーフレットの作成・配布
	<ul style="list-style-type: none"> ●校内研修の充実のための支援 ・教職員がいじめに関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、校内研修用の資料を各学校に提供したり、担当教職員の支援を行うなどをして、研修の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する研修スライドを収録した DVD を各学校に配付（「新型コロナウイルスによる偏見・差別の防止」も含む） ・全小中高・特別支援学校に配付 ◆校内研修担当者への支援 ・学校からの要請に応じて指導主事を派遣し校内研修の充実を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験をもとに学校でいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校における法的相談への対応 ・学校の要請に応じてスクールロイヤーの派遣等を行う ◆法令に基づく対応の徹底 ・学校が実施する研修の講師や支援会の助言者として参加。 ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加 ・児童生徒に対して、いじめ予防教育の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の開催 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ防止等に向けた総合的な施策及び関係機関・団体等の連携推進について協議する ・連絡協議会（2回） ・幹事会（3回） ◆いじめ問題調査委員会 ・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する（適宜）

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	生徒指導主事（担当者）会	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	--------------	------	----------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高 100% ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%以上（R2.2月:小学校：26.5%、中学校：28.3%、高等学校：19.6%） ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 35%以上（R2.2月:小学校：12.9%、中学校：18.9%、高等学校：11.8%）
------------------	---

目標達 成に向 けた課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や初期対応が、十分に組織的に行われていない学校がある。 ○特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある。 ○校種間で児童生徒の情報の引き継ぎは実施されているが、個別支援の必要な児童生徒に対する効果的な支援方法等が十分に引き継がれていない学校がある。
------------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的な生徒指導の推進 ・組織的な生徒指導の取組状況や課題を確認するための協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事（担当者）の実践力・マネジメント力の向上を図り、県内各学校において組織的な生徒指導を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導主事会（担当者会） ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 5月、小学校2会場、中学校1会場、高等学校・特別支援学校1会場で実施 ・組織的な生徒指導力の向上等に関する研修
	<ul style="list-style-type: none"> ●校種間で連携した生徒指導の推進 ・PDCA サイクルに基づく各学校（中学校区）における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校・高等学校地区別生徒指導主事（担当者）会 ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 10月、県内小中学校、高等学校を4地区に分けて実施 ・校種間の情報共有や連携した取組等について研修
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校に対する対応・支援の強化 ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員（者）を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校種別・地区別生徒指導主事会での周知（年2回） ・県内全ての学校での「いじめ予防等プログラム」等を活用した校内研修の実施 ・校務支援システムを活用した早期の情報共有 ・不登校担当教員（者）を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSWの校内支援会への確実な参加
	<ul style="list-style-type: none"> ●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の研究成果普及を図るとともに、年間2回の研修会を活用して、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校種別・地区別生徒指導主事会を通じた取組の推進（年2回） ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の実践発表や「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」等を活用した取組のポイント等の周知 ・両研修会を通じた実践の振り返りと改善

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組みへの支援	

事業 名称	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
----------	---------------	------	-------

概要	<p>社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力など、社会で必要な社会性の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた、組織的・体系的な取組が十分でない。</p>
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>○仲間作り合宿の実施 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を実施する。</p>	<p>◇仲間作り合宿及び体験活動 ・宿泊合宿、体験活動の実施 30校 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から宿泊合宿を中止とした学校が多い。</p>
	<p>○学習記録ノート（キャリアノート）の活用 教員と生徒が常時関わりをもち、双方向でやりとりを行うことができる学習記録ノートを効果的に活用し、生徒の情報収集や看取り、コミュニケーション能力等の向上を目指す。</p>	<p>◇学習記録ノートの有効活用により、生徒理解促進を図る。 (活用校28校30課程)</p>
	<p>○学校経営計画による目標の共有、進捗管理 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>◇学校経営計画（補助シート）の提出・確認 各学校における生徒理解・生徒支援についての取組や実施状況の提出。</p>
	<p>○校内支援会の開催 生徒理解促進のため、定期的な情報共有を図る。</p>	<p>◇全校において定期的な校内支援会の実施。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	道徳教育実践充実プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% 「学校の決まり（規則）を守っている」と回答した児童生徒の割合 小学生 95%以上 中学生 98%以上 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 85%以上 中学生 75%以上
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。</p> <p>○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「考え、議論する道徳」の授業の充実 ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的転換を図る。 ・道徳教育パワーアップ研究協議会を実施し、実践交流や情報交換、講話を通して、道徳教育の在り方や道徳科の指導方法及び学習評価について理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳教育推進拠点校事業 ・拠点校（県内 10 校） ・県連絡協議会の開催（年 2 回） ・各校での公開授業研究会（講師招聘） ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・1 月開催（1 回） ・道徳推進リーダーの活用 ・新型コロナウイルスによる風評被害防止の啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育の推進 ・「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用を通して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・4月上旬：新小学 1 年生・各校教員への配付 ・随時：効果的な活用事例について、学校訪問や地区別協議会等において紹介

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
----------	-----------	------	-------

概要	メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについての研究を推進することで、日常的な OJT の活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 <p>小学校：3.3 以上 (R1 関連項目:3.2) 中学校：3.5 以上 (R1 関連項目:3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 <p>小学校：3.6 以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6 以上 (R1 関連項目:3.5)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○<中学校組織力向上> 教員同士が学び合い高め合う仕組みはできたが、生徒が主体的に問題を解決していく生徒指導の三機能を生かした授業にはまだなりえていない。 ○<メンター制> 日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若年教員を学校の中で育てる仕組み作りが十分でない。若年教員の急増に伴い、学級経営力や生徒指導等に関する指導の場を意図的・計画的に設定することが必要である。
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校組織力向上のための取組 ・県内全ての市町村(学校組合)立中学校及び義務教育学校で組織的な授業力向上のための体制づくりについての研究推進し、組織力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校支援訪問 ・指導主事及び組織力向上エキスパート・学校経営アドバイザーによる訪問指導 ・「ライン機能の強化」「組織的な授業改善」に関する指導・助言。「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。 ◆研修等の開催 ・教員同士の学び合いの仕組みに係る取組発表・協議を行う組織づくり講座を開催(拠点校が学期に1回開催) ・組織的な授業改善、人材育成を図る体制の確立に係る共有を図る研究協議会と主幹教諭連絡会を開催
	<ul style="list-style-type: none"> ●メンター制を活用した OJT システムの充実 ・若年教員(メンティー)を育成するメンターチームを組織し、チーム内で学び合う仕組みの構築について研究推進し、日常的な OJT の活性化を図る。 	<p>以下の取組の際に「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校支援訪問 ・学校経営アドバイザーによる訪問指導 ◆研修等の開催 ・より良い支援の在り方を検討する研修コーディネーター、メンター長等を対象にした研修会や配置校同士の協議会等

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目無く実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R1: 小学校 97.4%、中学校 97.2%) ・通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍しており、1名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100% (R1: 小学校 74.4%、中学校 60.4%)
------------------	--

目標達成に向けた課題	○校内支援体制について、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者と連携した取組」に課題を感じている学校が多い。						
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)						
		校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
	小学校	3.6	3.1	3.4	3.5	3.1	3.4
	中学校	3.5	2.9	3.3	3.3	2.9	3.1

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●教育事務所指導主事、外部専門家による訪問支援の実施 ・特別支援教育地域コーディネーター※や特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や個別の指導・支援の内容について指導・助言を行う。 ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 ・要請に応じて特別支援教育地域コーディネーターが学校等を訪問し、校内支援体制の充実や教職員の実践力向上に向けて支援 ◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 ・小・中学校からの要請に応じて外部専門家が学校を訪問し、発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する効果的な指導支援の内容について助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上のための会議の開催 ・通級による指導担当者間における OJT 機能推進のための会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通級による指導担当者連絡協議会 ・年間 2 回 (5 月、2 月頃の実施) ・通級による指導を実施するにあたっての課題の共有、解消に向けた協議
	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした研修会の実施 ・各障害種特別支援学級担任として、必要な専門性を向上させるための研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学校教育課程研究集会 (知的障害部会) ・県内知的障害特別支援学校 年間各 1 回 ◆自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・特別支援学級教育課程の確認、より質の高い実践の共有
	<ul style="list-style-type: none"> ●校長会等における周知 ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進へ向けて、市町村、学校への周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区別校長会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットの配布 ◆地区別中学校長・高等学校長会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・シート等を活用した引き継ぎの実施に関する説明 ◆特別支援連携協議会 ・東部・中部・西部 年間各 1 回 ・学校と家庭、福祉との連携充実に向けて市町村が必要な取組についての情報共有、課題解消に向け協議

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	高校学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保証と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 100% (R1: 70.6%) ・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの学校 100% (R1: 61.5%)
------------------	--

目標達成に向けた課題	○校内支援会の実施を含む「校内体制づくり」は一定進んでいるが、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者等との連携」「関係機関との連携」に課題を感じている学校が多い。					
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)					
	校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
高等学校	3.4	2.6	3.0	3.2	2.5	2.7

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間ネットワークの構築及び充実 ・遠隔教育システムも活用しながら、通級による指導担当者間で情報共有し、OJTが機能する体制の構築、充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔教育システムを活用した「高等学校における通級による指導研究協議会」 ・実施回数：年間 3 回以上 ・高等学校において通級による指導を実施する上での課題の共有、解決策の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ●教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進 ・教職大学院と共同で事例分析等を行い、通級による指導内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔教育システムによる教職大学院との事例研究会 ・実施回数：年間 3 回程度 ・教職大学院教員による生徒の実態や効果的な指導方法に関する助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における通級による指導実践事例の蓄積 ・通級による指導を中心に高等学校における実践事例を収集し、高等学校における発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援モデルの具体化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実践センター校の指定 ・県中央部に 1 校 ・関連書籍等の配備 ◆指導主事等による通級による指導実施場面の観察、指導・助言（遠隔教育システムの活用含む） ・実施回数：年間 10 回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会を実施 ・高等学校における特別支援教育推進に向けて、特別支援教育学校コーディネーターが家庭や関係機関との連携等に中核的な役割を果たすために必要な研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校生徒支援コーディネーター研修会 ・年間 2 回（6 月、10 月頃の実施） ・第 1 回の研修会は特別支援教育をテーマに研修を実施 ・医療・福祉等関係機関から講師を招くなど、連携推進に向け必要な情報を共有 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットを配布し、保護者への理解啓発を含む家庭との連携推進に向けた取組について協議

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------	------	-------

概要	<p>保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% ・親育ち支援研修計画の作成率 100%
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。</p> <p>○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>●保育者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者を対象に事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園内研修支援 ◆市町村単位の合同研修の支援
	<p>●保護者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等において講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施 ◆就学時健診等の機会を活用した講話の実施 ◆保護者会、PTAを対象とした研修の実施（いじめ予防等プログラムの周知）

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------	------	-------

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1 : 76.8%) ・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1 : 53.9%)
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。</p> <p>○親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<p>●親育ち支援講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。 ・各園の研修実施状況等を確認し、取組が不十分な園には訪問等し、個別支援を行う。 	<p>◆親育ち支援講座（3 地区）</p> <p>◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施（年 1 回：1 月）</p>
	<p>●親育ち支援地域別交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。 	<p>◆親育ち支援地域別交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修を 6 地域で実施（年 1 回以上）
	<p>●親育ち支援地域リーダー研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネータ力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。 	<p>◆親育ち支援地域リーダー研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 地域のリーダーを対象とした研修の実施（年 1 回：1 月）
	<p>●親育ち支援地域別連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。 	<p>◆親育ち支援地域別連絡会</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------------	------	-------

概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育てていくための就学前教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p> <p>・保幼小の子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。</p> <p>○子どもの交流会や教職員の連絡会は実施されているが、ねらい（目標）を明確にした交流計画等が作成されていないことがある。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域への支援と取組成果の普及 ・保幼小連携・接続の取組のモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）に対し、保幼小連携アドバイザー等による重点的な訪問支援等を行う。 ・保幼小連携・接続をテーマとしたシンポジウム等の開催により、モデル地域の取組成果を普及し、市町村等による組織的な取組の重要性の理解を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保幼小連携・接続推進シンポジウムの開催（R2） ◆モデル地域等の取組成果の普及の継続
	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域・校区への支援の強化 ・各地域の保幼小連携・接続の取組状況を把握し、保幼小連携・接続プロジェクトチームや保幼小連携アドバイザー等が、各地域の課題に応じた支援を積極的に行うことにより、各地域における接続期実践プランに基づく、接続期カリキュラム等の継続的な実施・改善を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆合同研修会等への支援

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	園内研修支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------	------	-------

概要	<p>保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80% (R1:62.6%)</p>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>●園内研修支援 ・自主的・計画的な園内研修の実施から、組織的・計画的な研修体制を確立し質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。</p>	<p>◆園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 ・教育センターとの連携支援</p>
	<p>●ブロック別研修支援 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、県内13ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。</p>	<p>◆ブロック別研修支援 ・組織的な園内研修の実施に向けた年間を通じた研修支援</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

事業 名称	青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	-------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 ・県立青少年教育施設の青少年（25歳未満）の利用者数 172,000人以上 （H30実績 159,547人 R1.12月末実績 130,104人）
------------------	--

目標達成に向けた課題	○アンケート結果等に基づく事業の見直しや、学校等に出向いての積極的な広報等により利用促進を図っているが、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、利用者数が伸び悩んでいる。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	●魅力的な体験プログラムの実施 ・親子参加型プログラムや授業の理解促進につながるプログラムなど、子どもたちや学校等のニーズに応じた魅力ある主催事業の充実を図る。	◆主催事業の実施 ※通年 ・利用者のニーズを踏まえた新規事業の開発・実施 ・既存事業の見直し ・年間を通じた主催事業の実施
	●積極的な広報活動の実施 ・様々な機会を捉え、主催事業を積極的に周知し利用促進を図る。	◆学校訪問等による事業チラシの配布や事業説明の実施 ※通年 ◆プロスポーツキャンプと連動した企画の検討（青少年センター）
	●不登校の未然防止 ・中学入学後の早い時期に行う合宿を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生生活の心構えなどを身につける機会を提供し、中1ギャップの解消、不登校の防止につなげる。	◆中1学級づくり合宿事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家） 実施時期 4～6月
	●不登校児童・生徒の自立支援 ・農作物の栽培や野外炊飯、スポーツの体験等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。	◆不登校対策事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家） 実施時期 4～3月 実施回数 各施設5～6回

いじめ防止 基本方針	(3)学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の 推進	① PTAや地域の関係団体との連携促進

事業 名称	PTA 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	------------	------	-------

概要	<p>教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多くの保護者の参画を得て活性化するように、関係者の取組を支援する。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的なPTA活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合 90%以上 (R1 75.4%) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位PTAの取組につなげた割合 100% (R1 96%)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○PTA・教育行政研修会は、参加者が年々増加している一方でアンケートにおける肯定的評価が低下傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会に対する肯定的評価の割合 H29 : 79.8% (733) → H30 : 70.4% (618) → R1 : 75.3% (762)
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<p>○PTA・教育行政研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマをPTAや県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。 ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や、良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報提供を行う。 ・研修会実施後は、次年度に向け、アンケートを基に改善点等について分析したうえで県小中学校PTA連合会の役員と協議を行う。 	<p>◇PTA・教育行政研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度県内7地区で順次開催 (R2の開催予定) 安芸地区 (5月23日(土)) 香美・香南地区 (7月4日(土)) 土長南国地区 (8月23日(日)) 吾川地区 (6月27日(土)) 高岡地区 (6月20日(土)) 幡多地区 (7月5日(日)) 高知地区 (未定) <p>・テーマ別研修会において『「高知家」いじめ予防等プログラム』を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各教育事務所との検討会 (12~1月) ◇高知県小中学校PTA連合会と高知県教育委員会の教育研修会の開催 (2月)

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	③地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

事業 名称	地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の実施率（小・中学校） R4までに100%（R1：92.4% 小学校168校、中学校98校、義務教育学校2校） ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%（R1：43.4% 小学校88校、中学校38校）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○設置状況は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。</p> <p>○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ・学校と地域との一層の連携・協働に向け、市町村や学校、地域の方等に地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ・具体的で多彩な活動事例を盛り込んだ地域学校協働ハンドブック(R2.2作成)を活用し、訪問活動により学校等への助言を実施 ・PTAや社協関係機関との連携体制の強化 ◆「事業状況調査票」を活用した進捗管理 ・全公立小・中学校 ◆高知県地域学校協働活動研修会 ブロック別研修会 全体会×1回、東・中・西部×1回 ◆地域コーディネーター研修会 ・東・中・西部×2回 ・研修会にて『「高知家」いじめ予防プログラム』の周知
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県版地域学校協働本部への展開 ・地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」への発展を図る。 <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「高知県版地域学校協働本部」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生・児童委員との連携促進 ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 ◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 ・H29モデル校・事例集やH30市町村推進校の取組等を参考に各地域や学校で主体的に取組展開 ◆各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき、指導主事を中心とした学校訪問等を通じた助言等個別支援

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	

事業 名称	運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
----------	-----------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ○各県立学校の部活動において、「部員間での人権を踏みこむような言動や理不尽（不合理）な決まりごと等」の有無を調査し、明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。 ○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 ・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 50%以上 ○各県立学校の全ての部活動において、上記概要に該当する事案がなくなる。該当する事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが全国平均を上回っていること。 中学校：男子 833.8 分（全国 812.8 分）女子 833.6 分（全国 821.1 分） ○教員の大会引率に係る長時間勤務や運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保。 ○「人権を踏みこむような言動や理不尽な決まりごと」は、顧問やその他の教職員の目が届かないところで行われていると考えられるため、学校生活の様子だけでは、気づいたり発見したりすることは困難であること。 ○生徒への顧問の関わり方において、教員自身が正しい人権感覚のもと、風通しのよい部活動が行えるような創意工夫が必要であること。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「これからの部活動の在り方を考える検討委員会」の実施 ・運動部活動の運営の適正化及び今後の部活動運営の在り方等について支援する目的で設置する。 ●運動部活動課題解決研修会の開催（適正な運動部活動の運営） ●部活動の適正化に関する調査の実施 ・県立学校で年間を見通して適切な練習時間・休養日等が設定されているか、毎月の計画に沿った活動がなされているかを実績により確認し、徹底していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討委員会【R2～5】 ・6月：委員委嘱 ・会の開催：年間3回（8月、11月、2月を予定） ・委員は9名程度（予定） ◆運動部活動課題解決研修会【R2～3】 ◆調査の実施【R2～5】 ・各県立学校からの報告 中間確認：10月上旬に活動状況 最終確認：翌4月初旬に1年間の活動実績
	<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動指導員の配置 ・県立中学校、高等学校への運動部活動指導員の配置 ・市町村立中学校への運動部活動指導員を配置するために必要な経費の補助 ・運動部活動指導員の資質向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動指導員の配置【R2～5】 ・R2：70名（6月時点）→R5：90名（予定） ・スポーツ課の高知県スポーツ指導者バンクの活用 ◆研修の実施【R2～5】 ・年間2回
	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の実施 ・各県立学校に協力依頼する。 ●アンケート調査の結果を集計 ・報告事案があった場合は一定期間を設け、当該校における経過について報告書の提出又はヒアリングを実施し実態把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年度に一度、定例的に実施する。 ◆情報提供 ・集計後、当該行為等が重大事案に該当すると考えられる場合は、人権教育・児童生徒課及び高等学校課へ情報を提供する。 ・アンケート調査の結果、事案によっては「調査委員会等」において、部活動の実態等について現場経験を基に情報提供を行う。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県心の教育 センター
----------	----------------	------	-----------------

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <p>・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 100%（R1.12月末：40.9%）</p> <p>・心の教育センター東部・西部地域相談活動、日曜開所相談対応率 100%</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○心の教育センターより遠距離（東部、西部地域）のために、来所が難しい相談者に対する相談体制を整備する必要がある。</p> <p>・心の教育センター全相談にしめる東部地域（香美市、香南市を除く）、西部地域の割合 H30：東部地域 3.5%、西部地域 0.9% R1：東部地域 5.6%、西部地域 4.5%</p> <p>○日曜日の相談ニーズが高いと思われる。</p> <p>・H30 心の教育センター 休日夜間電話相談件数（月～金平均：55件、土：64件、日：101件）</p> <p>○教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率</p> <p>・R1 心の教育センターが訪問して支援会、ケース検討会等の実施率 72.7%</p>
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<p>●心の教育センター相談活動の実施</p> <p>・来所相談・メール相談・24時間電話相談・出張教育相談・こうち高校生LINE相談・東部西部相談室での相談活動、日曜日開所を実施する。</p>	<p>◆心の教育センター相談活動への対応（新型コロナウイルスによる偏見や差別等に対する相談にも対応）</p> <p>・SCスーパーバイザー1名、SC4名、SSW2名、相談支援員2名、指導主事5名（R2の配置状況）</p> <p>・東部西部相談室担当者（心の教育センターSC各1名を派遣）</p>
	<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <p>・各学校における支援体制（校内支援会）等の充実に向け、指導主事及びSCスーパーバイザー、SC、SSW等の訪問支援を実施する。</p>	<p>◆依頼のあった学校等に対応（新型コロナウイルスによる偏見や差別、自走性と理解・支援等に対する支援会、研修会にも対応）</p> <p>・校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応</p> <p>◆心の教育センター指導主事、SC等の支援訪問</p> <p>・指導主事、SC等が校内支援会、研修等に参加</p>
	<p>●教育支援センターの相談支援体制の強化</p> <p>・心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会等を実施し助言、支援を行う。</p> <p>・教育支援センター未設置の町村の児童生徒の受け入れや広域での支援について、市町村に働きかける。</p>	<p>◆教育支援センター訪問支援の実施（新型コロナウイルスによる偏見や差別等に対する相談にも対応）</p> <p>・各教育支援センター年間2回程度訪問</p> <p>・指導主事1名訪問</p> <p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加する場合あり</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業 名称	研修事業等	担当課室	教育センター
----------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び、各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法)</p> <p>「人権感覚の育成につながる内容である」: 3.5 以上</p> <p>「人権教育の推進に生かせる内容である」: 3.5 以上</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○各学校等の実態に応じた人権教育実践が行われているが、人権教育推進体制等については、温度差もある。
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	○各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。	<p>◇臨時的任用教員研修 (年間 2 日程度)</p> <p>◇初任者研修、新規採用養護教諭・栄養教諭・実習助手研修 (各研修年間 1 日程度)</p> <p>◇中堅教諭等資質向上研修 (年間 1～3 日程度)</p> <p>◇管理職等育成プログラム (年間 1 日程度)</p> <p>(「高知家」いじめ予防等プログラムの周知を含む)</p> <p>◇幼保研修 基礎研修 (各年次研修の合計: 年間 5 日程度)</p>
	○任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。	<p>◇人権教育セミナー (年間 3 日)</p> <p>(新型コロナウイルスによる風評被害の防止に関する内容についても研修講師にふれていただく予定)</p> <p>◇人権教育実践スキルアップ講座 (年間 1 日)</p>

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	人権教育の推進
---------------	----------------	---------

事業 名称	私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援 課
----------	------------------	------	--------------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿	私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	・平成 31 年 4 月開設の小学校において、令和元年度人権教育研修への参加がなかったため、令和 2 年度からは全ての私立学校の教員が参加できるよう促していく。
------------	--

実施 内容	内 容	予 定
	○学校訪問による助言・指導 ・私立学校における人権諸課題の解決を図るため、学校訪問により各学校への助言、指導等を行う。	◇定期訪問 ・ 1 校当たり年 4 回×11 校 = 44 回 ◇要請による訪問は随時
	○研修会（県主催）の実施 ・私立学校の教員の人権意識や資質の向上を図り、各学校での取り組みにつなげるため、管理職員や一般教員、人権教育主任等を対象とした県主催の研修会の開催する。	◇研修会（県主催）を実施（年 3 回） ・ 5/29 管理職研修（→「いじめ予防プログラム」の研修を予定していたが中止となった） ・ 8/7 人権教育基礎研修 ・ 10/8 人権教育主任等研修
	○「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する支援 ・各学校の教員で構成し人権教育の推進を目的として設立された「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する助言・指導や、協議会主催の研修会の実施を支援し、協議会の自主的かつ積極的な運営を図る。	◇研修会（協議会主催）を実施（年 5 回） ・ 5/29 第 1 回研修会（→中止） ・ 8/20 第 2 回研修会、新任用研修会 ・ 11/26 公開授業 ・ 3/4 各実践発表、研修報告 ◇事務局通信「きづな」の発行（年 2 回） ◇事務局会の開催（年 5 回） ◇各校の人権教育年間計画・実践報告集の作成，配布

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	いじめ防止等の取組の推進
---------------	----------------	--------------

事業 名称	財政上の支援	担当課室	私学・大学支援 課
----------	--------	------	--------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 ・人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
------------------	--

目標達 成に向 けた課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置されている。 ・昨年度に新設された1校において、人権教育研修会への参加がなかったため、全ての私立学校が参加できるよう促していく。
------------------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○私立学校教育改革推進費補助金 ・教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助 ○私立学校運営費補助金 ・人権教育推進に係る経費を優先的に配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校からの申請に基づき交付。

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	いじめ防止等の取組の推進
---------------	----------------	--------------

事業 名称	いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当課室	私学・大学支援 課
----------	---------------------------	------	--------------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決に努める。
------------------	--

目標達成に向けた課題	学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い、周知を図っているが、平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
------------	---

実施 内容	内 容	予 定
	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・学校の要請に応じて「学校サポート専門家チーム」委員を派遣し、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。	◇学校から要請があった場合、随時実施

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	人権啓発フェスティバル開催事業	担当課室	人権課
----------	-----------------	------	-----

概要	身の回りにある、さまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて自らの課題として取り組めるよう、「人権週間（12月4日～10日）」を周知するとともに、「明るく、楽しく」を基本とした人権啓発を市町村等の関係機関と協力して実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿	県民の「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる
------------------	-------------------------------

目標達成に向けた課題	来場者に「いじめ防止等」について関心を持ってもらえるような啓発内容の工夫が必要。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	【じんけんふれあいフェスタ】 高知市中央公園で、県民参加型の人権啓発に関するイベントを開催。 新型コロナウイルスによる風評被害の防止については、感染症等の人権に関する啓発小間を設置する予定。	令和2年12月6日開催予定 (※新型コロナウイルス感染症対策として、別事業に変更する可能性あり) ・人権に関するパネル・資料の展示 ・人権相談 ・人権スタンプクイズラリー ・ステージ（コンサート、講演会、キャラクターショーなど） ・子ども広場 ・物産展など

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
---------------	------------------------------------	--

事業 名称	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権課
----------	------------------------	------	-----

概要	人権啓発の横断幕、のぼり旗を掲出し、青少年を対象に人権サッカー教室及び人権野球教室を開催する。
----	---

到達 目標 めざす姿	いじめ等の県民の身近な人権問題に県民が関心を持ち、理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力して、広く県民を対象に人権意識の普及高揚を図る
------------------	--

目標達成に向けた課題	新型コロナウイルス感染症の影響や熱中症等の危険を避けなければならない、子どもが参加しやすい夏休みの開催が困難になってきている。
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	<p>【スポーツ組織との協働事業】</p> <p>子ども達に、チームプレーやいじめについて関心と理解を深めてもらうため、県内のスポーツ組織（高知ファイティングドッグス、高知ユナイティッドFC）の選手が参加して、人権野球教室や人権サッカー教室を実施。</p>	<p>期間：令和2年6月～令和3年2月</p> <p>場所：高知球場、学校運動場など</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業	担当課室	人権課
------------------	----------------------	-------------	-----

概要	県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する
-----------	--

到達 目標 めざす姿	<p>企業、団体、県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材を育成する。</p> <p>また、研修を通じて企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。</p>
---------------------------	---

目標達成に向けた課題	研修内容は派遣先の意向によるため、いじめ防止がテーマとなるかは不確実。
-------------------	-------------------------------------

実施 内容	内 容	予 定
	<p>【人権啓発研修ハートフルセミナー】</p> <p>県民に人権問題に対する興味・関心を深めてもらうことで、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施。いじめ防止がテーマとなった場合は、「高知家」いじめ予防等プログラムについて、研修会での活用も可能。</p>	<p>県人権施策基本方針－第二次改訂版－に記載している11の人権課題の中から5つのテーマを決め、年5講座を開催する。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	児童相談所等による相談対応	担当課室	児童家庭課
----------	---------------	------	-------

概要	児童相談所及び市町村の要保護児童対策地域協議会等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>1 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員の専門性強化 ・ 関係支援機関との連携強化と情報共有 <p>2 市町村における児童家庭相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・ 市町村職員の専門性の強化
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	○児童相談業務	中央児童相談所（27 市町村所管） 幡多児童相談所（7 市町村所管） ・ 電話相談事業（子どもと家庭の 110 番、年末年始を除く毎日） ・ 児童相談所における休日・夜間における電話対応
	○児童相談所職員等の専門性の強化	・ 外部専門家の招へいなどによる研修等を実施 ・ 警察や各市町村（要保護児童対策地域協議会）などとの定期的な情報共有
	○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援	・ 経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施 ・ 市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ・ 市町村の子ども家庭総合支援拠点の機能強化に向けた実地研修などを実施

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり
---------------	-----------------------------	--------------------------

事業 名称	地域における子どもの居場所づくり	担当課室	児童家庭課
----------	------------------	------	-------

概要	<p>食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2 年度中に新たに 10 箇所の子ども食堂を開設する。(R5 年度末までに県内 120 箇所まで拡大する。) ・ 真に支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 (4 市)
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での開設及び定期開催を行う子ども食堂のさらなる拡充 ○食事の提供や集いの場に留まらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築
------------	---

実施 内容	内 容	予 定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂の開設・運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営への支援 ・ 開設準備講座の開催 (2 箇所) ・ スタッフ養成講座 (衛生管理、子育て支援に関する講座) の開催 (3 回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂相互の情報提供の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 (4 回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所を必要とする子どもをつなげる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コーディネーター等を活用した市町村、市町村社協、地域の支援機関と子ども食堂の地域連絡会の開催 (2 箇所) ・ スクールソーシャルワーカー等と子ども食堂との情報交換会の開催 (2 箇所)

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
----------	--------------------	------	-----------------

概要	法務省の人権擁護機関（高知地方務局等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）を配布し、教員や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。また、子どもの人権 110 番（無料）による相談電話の番号の周知・広報活動も行っている。
----	--

到達 目標 めざす姿	全国（高知県）の全ての小・中学校に周知し、教員や保護者らに相談できないような人権問題、いじめ等があった場合には、いつでも相談できるということを全児童・生徒らに認識してもらう。 いじめ等、人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関等と連携して、早期救済を図る。
------------------	--

目標達成に向けた課題	各学校長、教員等においても当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。 早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。
------------	---

	内 容	予 定
実施 内容	県・市町村の教育委員会と連携するとともに、人権擁護委員が各学校に訪問し、SOS ミニレターの学校への備付けを依頼するとともに、人権教室において、児童・生徒らに周知する。	学校現場の状況、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、積極的に学校に訪問することは困難であるが、児童・生徒らに周知していただくよう、各学校長及び教員らに対して依頼文書を送付している。
	県・市町村の教育委員会と連携するとともに、人権擁護委員が各学校に訪問し、教員及び児童・生徒らに対し、子どもの人権 110 番電話を周知する。	学校現場の状況、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、積極的に学校に訪問することは困難であるが、一部テレビ局において、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題について、子どもの人権 110 番電話で相談を受けていることについて広報している。また、8月下旬頃、子どもの人権 110 番電話強化週間を予定している。
	児童・生徒らから届く SOS ミニレターの相談に対応するとともに、いじめ等人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関と連携して早期救済を行う。	各種の対策協議会において、関係機関との連携強化を図る。 SOS ミニレターは、6月中旬以降、本年度も順次、各学校に直送される予定であり、上記のとおり児童・生徒らに対して周知するとともに、左記のとおり救済の取組を行う。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業 名称	いじめの防止, 思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
----------	------------------------	------	-----------------

概要	<p>人権擁護委員が中心となり, 園児, 小学生, 中学生, 高校生らを対象に人権教室を実施することで, いじめ等について一緒に考える機会をもっている。更に, 小学校高学年, 中学生及び高校生については, 人権作文コンテストを実施することで, いじめ等について考える機会をもつほか, 思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>人権教室については, できる限り多くの幼稚園, 小学校・中学校・高校で実施する。 人権作文コンテストについては, できる限り多くの小・中・高校に参加してもらう。 なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 人権教室については, 現在, 積極的に実施依頼を行うことができず, また, 令和2年度の人権作文コンテストについては延期(中止)となっている。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>取組校数を増やすため, 各学校等に対し, 人権教室及び人権作文コンテストの更なる普及活動が必要である。</p>
------------	--

実施 内容	内 容	予 定
	<p>県・市町村の教育委員会, 人権擁護委員と連携し, 人権教室の実施及び人権作文コンテストへの参加を依頼する。</p>	<p>学校現場の状況, 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から, 積極的に学校に訪問することは困難であるが, 校長会等の適宜の機会に学校に働き掛けたいと考えている。</p>
	<p>県・市町村教育委員会と連携し, 毎年配布している人権作文集の活用を各学校に依頼する。</p>	<p>令和2年度人権作文コンテスト延期(中止)となっており, また, 学校現場の状況に鑑み, 本年度の活用依頼は困難であるが, 学校行事等で必要な範囲で活用いただくよう, 校長会等の適宜の機会に働き掛けたいと考えている。</p>
	<p>高知県民に対し, 人権作文コンテストを広報するとともに, 同コンテスト表彰者に対する表彰式を行う。</p>	<p>本年度は実施しない(令和2年度の人権作文コンテスト延期(中止)のため。)</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業 名称	非行防止教室	担当課室	少年女性安全 対策課
----------	--------	------	---------------

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○学校と協働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。</p> <p>○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携が課題となっている。</p> <p>○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。</p> <p>○新型コロナウイルスの影響により、児童生徒や保護者を集めての教室実施が困難となっている。</p>
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	<p>○規範意識の醸成</p> <p>・非行防止やいじめの防止、情報モラル等に関する非行防止教室を学校と連携して実施し、児童・生徒の規範意識の醸成を図る。</p>	<p>◇非行防止教室の実施</p> <p>・学校担当者と連携を密に取り、学校の実情・ニーズに応じた非行防止教室を実施する。(新型コロナウイルス感染によるいじめ等についてもニーズに合わせて実施)</p> <p>・「高知家」いじめ予防等プログラムの担当者への周知を図り、実施能力の向上に努める。</p> <p>・非行防止教室で実施する一般的内容等について、ホームページやSNS、広報紙等を活用して県民への浸透を図る。</p>
	<p>○保護者等への啓発・助言</p> <p>・保護者等に対して、インターネット利用の危険性やフィルタリングの活用に関する啓発を行い、児童生徒の加害・被害の防止に努める。</p>	<p>◇保護者等への情報モラル啓発活動の実施</p> <p>・保護者が出席する学校行事に併せて実施する。</p> <p>◇いじめトラブルへの助言・指導</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	被害少年・加害少年対策	担当課室	少年女性安全 対策課
----------	-------------	------	---------------

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通したいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。 ○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。
------------------	---

目標達 成に向 けた課 題	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
------------------------	-------------------------------------

	内 容	予 定
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備・充実 ・少年相談専用電話「ヤングテレホン」の的確な受理により、いじめの早期発見・早期対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇少年相談専用電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報を実施する。 ◇いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめへの対処 ・被害少年等に対するカウンセリングを行う。 ・加害少年に対する立ち直り支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇被害少年やその家族からの要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。 ◇加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。 ◇状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④就学前教育におけるいじめの問題への 取組の推進

事業 名称	親子の絆教室	担当課室	少年女性安全 対策課
----------	--------	------	---------------

概要	県内の幼稚園・保育所において園児の保護者等に対し、子どもの規範意識の醸成のため、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する「親子の絆教室」を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○3年（令和2年～4年）で県内すべての幼稚園・保育所（292カ所）を一巡する。
------------------	---

目標達成に向けた課題	○新型コロナウイルスの影響により、保護者等を集めての教室実施が困難となっている。
------------	--

	内 容	予 定
実施 内容	○規範意識の醸成 ・規範意識の醸成には幼児期の家庭教育が重要であり、就学前の園児の保護者等に対して、その重要性を浸透させる。	◇「親子の絆教室」の実施 ・3年（令和2年～4年）で県内の幼稚園・保育所を一巡する